

(案)

「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙1 児童福祉行政指導監査事項 2 施設指導監査事項 (2) 児童福祉施設事項 第1. 適切な入所者支援の確保 1. 入所者支援の充実 の着眼点については、(1) から (7) それぞれについて、以下のとおりより具体的な内容を示すので、これらの事項を参考にし適正な指導監査の実施を図られたく通知する。

[児童入所施設]

(1) 「子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか」について

ア 子どもや保護者に対しその権利や入所後の支援内容等に関して、入所後及びその後定期的に適切な情報提供を行い、説明責任を果たしているか。特に、子どもに対してはいわゆる「権利ノート」の活用等により、子どもが自分の状況や支援内容等を理解できるよう説明されているか。また、その記録が残されているか。

イ 個人情報の保護について十分配慮されているか。

ウ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行う場合があることを、入所時に伝えているか。

エ 施設の行事や食事等、施設の運営に子どもの意見を反映させるようにしているか。また、子どもの意見を取り入れられないときには、子どもにその理由を説明しているか。

オ 苦情解決のための仕組みを設けて（窓口を設置する等）いるか。

カ 苦情解決の仕組みを保護者、子どもに説明するとともに、苦情受付窓口に寄せられた内容について適切に対応し、その結果を公表しているか。

キ 苦情解決に当たって、第三者委員を必要に応じて関与させているか。

(2) 「懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか」について

ア 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する事項が盛り込まれているか。

イ 施設内虐待及び子ども間のいじめの早期発見、予防するための取り組み方針が明文化されているか。また、適切に取り組むための体制の整備がされているほか、取り組み状況が記録されているか。

ウ 施設内虐待を発見したときに職員が取るべき対応や手続が定められているか。

エ 施設内虐待や体罰の禁止、その他子どもの権利擁護に関する研修が実施されているか。